

# 国別障害関連情報

## フィリピン共和国

平成 14 年 3 月  
国際協力事業団  
企画・評価部

国別障害関連情報については、現地で入手可能な情報をもとに取りまとめたものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報  
フィリピン共和国

目次

図目次 .....	ii
表目次 .....	ii
略語表 .....	i
1. 基礎指標 .....	1
1-1. 一般指標 .....	1
1-2. 障害関連指標 .....	3
2. 障害に関する概要 .....	7
2-1. フィリピン共和国における障害の定義 .....	7
2-2. 障害に関する現状 .....	8
2-3. 障害に関する調査・統計の整備状況 .....	9
3. 障害関連政策 .....	10
3-1. 障害関連行政 .....	10
3-2. 障害関連法律 .....	13
3-3. 障害関連施策 .....	13
3-4. 施策の概要 .....	13
3-5. 障害分野専門家・ワーカー .....	19
4. 障害分野における活動の概況 .....	20
4-1. 障害関連団体による活動 .....	20
4-2. 国際機関・その他の機関の障害分野に関する援助実績 .....	20
5. 参考資料 .....	22

## 図目次

図 1：障害種別割合 1995 年 .....	3
図 2：年齢別障害者数 1995 年 .....	4
図 3：地域別障害者数 .....	4
図 4：各障害種類の男女別割合 .....	6

## 表目次

表 1：障害の推定一般要因 .....	5
---------------------	---

## 略語表

CBR	Community-based Rehabilitation
CBM	Christoffel-Blinden Mission
DECS	Department of Education, Culture and Sports
DOLE	Department of Labor and Employment
DPI	Disabled Peoples' International
DSWD	Department of Social Welfare and Development
DOH	Department of Health
ESCAP	Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
GFI	Government Financing Institutions
GOCCs	Government-Owned/Controlled Corporations
ILO	International Labour Organization
KAMPI	Katipunanng May Kapansanansa Philippines
NCCD	National Coordination Committee on Disability
NCWDP	National Council for the Welfare of Disabled Persons
NGAs	National Government Agencies
NGO	Non-Governmental Organization
NORFI	Negros Occidental Rehabilitation Foundation, Inc.
NSO	National Statistics Office
SGS	Societe General de Surveillance
SPED	Special Education Division
STAC	Stimulation and Therapeutic Activity Center
SUC	State Universities and Colleges
TESDA	Technical Education and Skill Development Authority
UNDP	United Nations Development Programme
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization
UNICEF	United Nations Children's Fund
USAID	United States Agency for International Development

## 1. 基礎指標

### 1-1. 一般指標

#### セクター別政府支出<sup>1</sup>

保健医療 (対 GDP 比)	1.7%	1990-98 年
教育 (対 GNP 比)	3.4%	1997 年
社会福祉 (対公共支出)	26.5%	1998 年
軍事・防衛 (対 GNP 比)	1.5%	1997 年

#### 人口<sup>2</sup>

総人口	74.3 百万人	1999 年
女性人口比率	49.6%	1999 年
都市人口比率	57.7%	1999 年
平均寿命 (全体)	68.9 才	1999 年
男性	67.1 才	1999 年
女性	70.8 才	1999 年

#### 医療

医療従事者数		
医師 1 人あたりの人口 <sup>3</sup>	813 人	1990-99 年
看護師・助産師 1 人あたりの人口 <sup>4</sup>	2,326 人	1992-95 年

<sup>1</sup> World Bank. World Development Report 2000-2001

<sup>2</sup> World Bank. World Development Indicators 2001

<sup>3</sup> UNDP. Human Development Report 2001

<sup>4</sup> UNDP. Human Development Report 2000

教育<sup>5</sup>

教育制度		
初等教育年数	6年	
義務教育年数	6年	
成人識字率 <sup>2</sup>		
男	95.3%	1999年
女	94.9%	1999年
就学率		
初等教育（純就学率）		
全体	100%	1996年
男 <sup>6</sup>	98%	1995-99年
女 <sup>6</sup>	93%	1995-99年
初等教育（総就学率）		
全体	117%	1996年
男	115%	1996年
女	113%	1996年
中等教育（純就学率）		
全体 <sup>6</sup>	78%	1997年
男	N/A	
女	N/A	
高等教育（総就学率）		
全体	29.0%	1996年
男	25.2%	1996年
女	32.7%	1996年

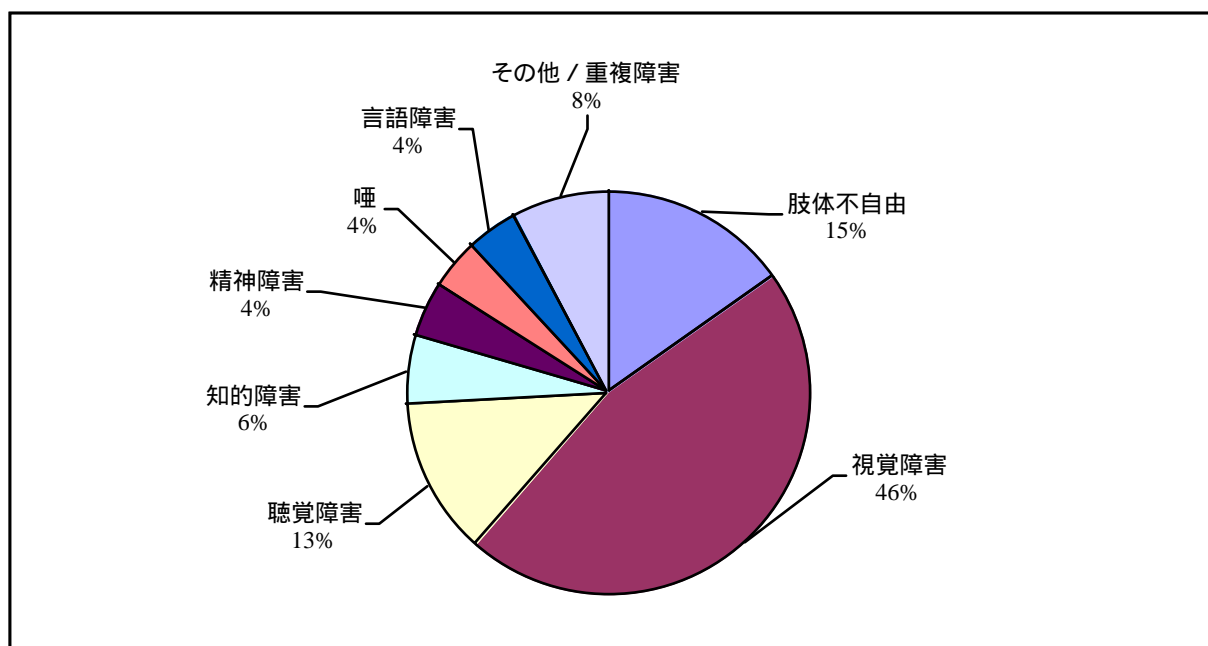
<sup>5</sup> UNESCO. Statistical Yearbook 1999

<sup>6</sup> USAID ESDS. GED2000 Retrieved February 21, 2002, from <http://qesdb.cide.org/ged/index.html>

1-2. 障害関連指標

障害種別統計

図 1：障害種別割合 1995 年



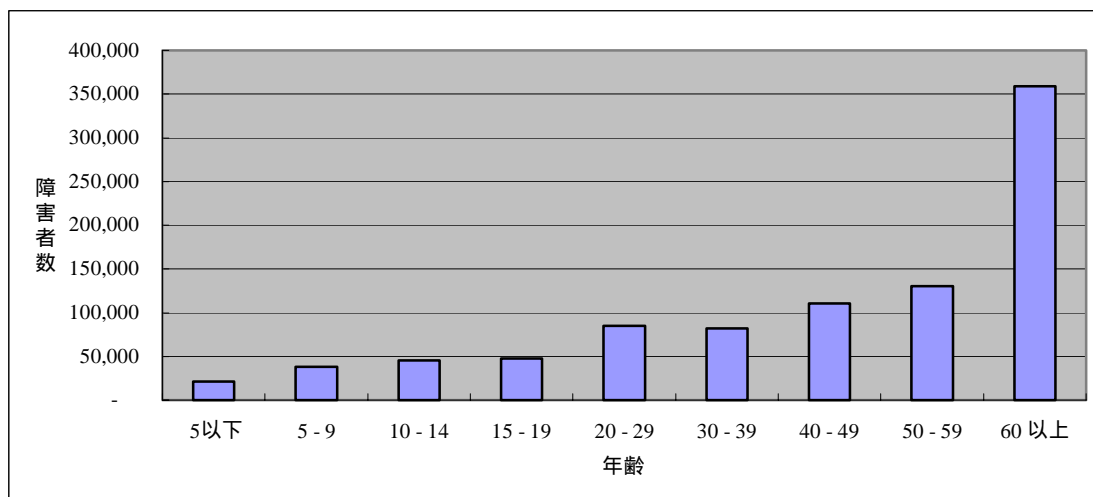
出典：1995 NSO Census

注 1：障害者総数 919,292 人（女性 48.89%）

注 2：1995 年度国勢調査では障害者を幅広い視野で捉えている。視覚障害者は全盲、部分的盲目、弱視の人を指す。聴覚障害者とは聾、部分的聾、難聴を指し、肢体不自由とは片方または両方の腕 / 手、足、または手足、四肢のいずれかの麻痺を指す。知的障害者は知的発達障害を、精神障害者は精神的病などによる障害を患っている人を指す。重複障害に関するデータはなく、上記以外の方は「その他」に分類されている。

年齢別統計

図 2：年齢別障害者数 1995 年

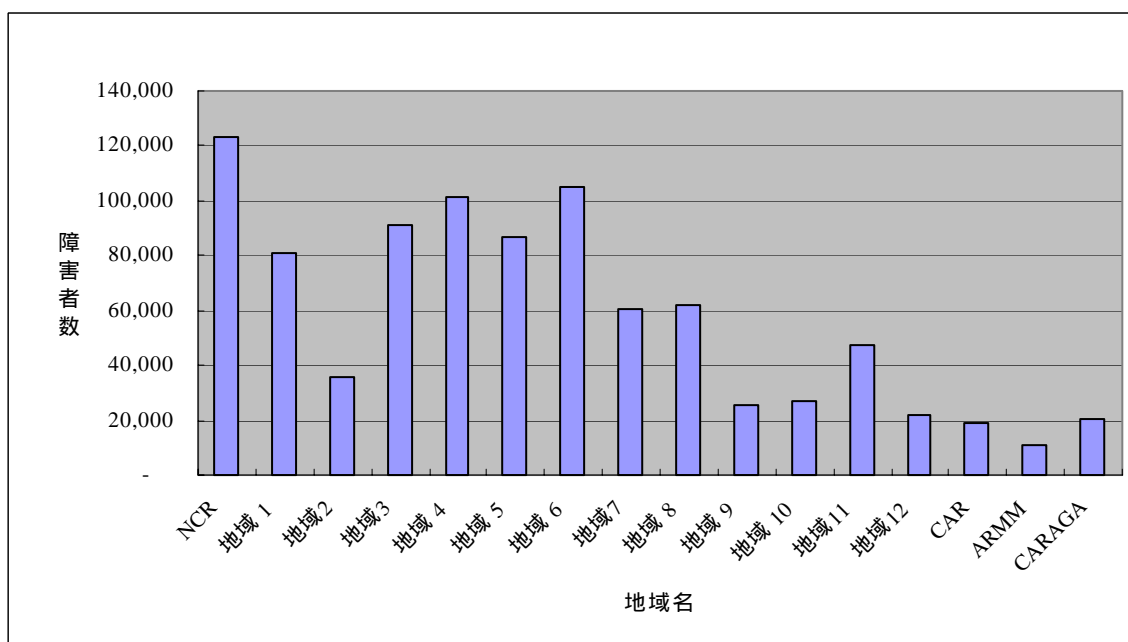


出典：1995 NSO Census

注：1995 年度国勢調査には年齢ごとの障害種別障害者数に関するデータも含まれている。

地域別統計

図 3：地域別障害者数



出典：1995 NSO Census

注 1：1995 年度国勢調査には地域ごとの障害種別障害者数も含まれている



注 2 : NCR National Capital Region / 地域 1-Ilocos /地域 2-Cagayan /地域 3-Central Luzon /地域 4-Southern Tagalog /地域 5-Bicol /地域 6-Western Visayas /地域 7-Central Visayas /地域 8-Eastern Visayas /地域 9-Western Mindanao /地域 10-Nothern Mindanao /地域 11-Southern Mindanao /地域 12-Central Mindanao /CAR-Cordillera Administrative Region /ARMN-Autonomous Region in Muslim Mindanao / CARAGA-Caraga

**障害程度別統計**

該当情報なし

**障害原因別統計**

現在障害の原因別統計はないが、フィリピンにおける障害要因の分類は表 1 の通りである。

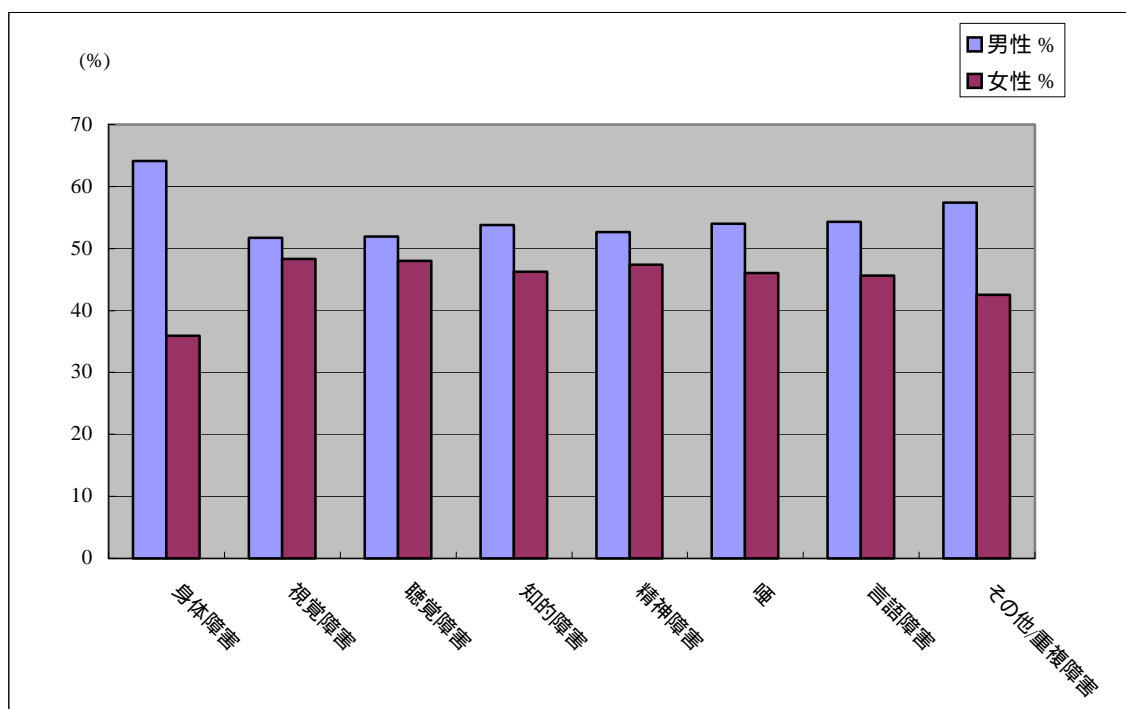
**表 1 : 障害の推定一般要因**

障害	一般的要因		
肢体不自由	1	出生前要因	
	2	出生後要因	
視覚障害	1	出生前要因	
		1-1	先天的要因 ( Congenital )
		1-2	伝染病 ( Infectious disease )
聴覚障害	1	出生前要因	
		1-1	毒性要因 ( Toxic conditions )
		1-2	ウイルス性疾患 ( Viral diseases )
	2	出生前要因	
		2-1	分娩中の外傷 ( Traumatic experience during delivery )
		2-2	長時間分娩による酸素不足 ( Anoxia or lack of oxygen due to prolonged labor )
		2-3	過度の鎮静剤投与 ( Heavy sedation )
	2-4	呼吸器閉塞 ( Blockage of infant's respiratory passage )	
	3	出生前要因	
		3-1	病気 ( Diseases )
3-2		事故、外傷 ( Accidents/trauma )	
知的障害	1	遺伝	
	2	器質性要因 ( Organic causes, Glandular disorder )	
	3	出生前要因	
		3-1	染色体欠損 ; ダウン症候群 ( Chromosomal defects; Down Syndrome )
		3-2	遺伝子欠損 ( Genetics defects )

出典 : Handbook on Inclusive Education Revised Edition 1997

ジェンダー別統計

図 4：各障害種類の男女別割合



出典：1995 NSO Census

## 2. 障害に関する概要

### 2-1. フィリピン共和国における障害の定義

フィリピン共和国においては、「障害者」は以下のように定義されている。

1) 国法 (Batas Pambansa No. 344)

「精神的、身体的、感覚的損傷のため、人間として普通に活動する際支障をきたす、あるいはその能力を持たない者。」

2) 障害者の経済的自立条例 (Economic Independence of Disabled Persons Act)

「負傷により、あるいは生まれつき手足または体の一部を損失し、普通に作業を遂行することが不可能な者。」

3) 共和国条例第 7277 条：障害者のための大憲章 (Republic Act 7277: Magna Carta for Persons with Disabilities)

「精神的、身体的、感覚的損傷のため、人間として普通に活動する際支障をきたす者。」

国立統計局 (National Statistics Office) は 1990 年に、障害の分類を以下のように定めた。

1	盲目 (Blindness)	6	精神病 (Mental illness)
2	聾 (Deafness)	7	知的障害 (Mental retardation)
3	啞 (Muteness)	8	身体障害 (Orthopedic handicap)
4	聾啞 (Deafness-Muteness)	9	重複障害 (Multiple disability)
5	言語障害 (Speech impairment)	10	その他 (Others)

その後 1995 年、同局はより詳細で明確な障害者の分類を定めた。

1	全盲 (Total blindness)	10	足 / 脚の損失 (片方又は両方) (Loss of one or both legs/feet)
2	部分的盲目 (Partial blindness)	11	片腕または両腕麻痺 (Paralysis of one or both arms)
3	弱視 (Low vision)	12	片足または両足麻痺 (Paralysis of one or both legs)
4	完全聾 (Total deafness)	13	片腕および片足麻痺 (Paralysis of one arm and one leg)
5	部分的聾 (Partial Deafness)	14	四肢の麻痺 (Paralysis of all four limbs)
6	難聴 (Poor hearing ability)	15	知的障害 (Mental retardation)
7	啞 (Muteness)	16	精神病 (Mental illness)
8	言語障害 (Speech impairment)	17	その他 (Others)
9	手・腕の損失 (片方または両方) (Loss of one or both arms/hands)	-	-

## 2-2. 障害に関する現状

### 障害に対する一般の認識

近年、障害者に対する一般市民の理解が深まり、多くの個人、企業、市民団体、福祉団体が障害者に寄付（金銭または現物）をするようになった。こうした活動は障害者を直接支援するものであり望ましい反面、障害者の機会均等を妨げるものでもある。障害者は平等な扱いと、発展への均等なアクセスを持つ機会を主張している。

### 登録システム

障害者福祉国家委員会（NCWDP: National Council for the Welfare of Disabled Persons）は地方政府、社会福祉開発省（DSWD: Department of Social Welfare and Development）およびその他の組織と共に障害者の登録システムを管理している。しかし、今日にいたるまでこの登録システムは全ての障害者を網羅しておらず、その原因としては以下の2点が考えられる。（1）登録に関する情報が普及しておらず、障害者が登録方法、手段を知らない。（2）登録を行う公共福祉事務所へのアクセスが悪い。これに加え、手当て受給登録の手助け等をするような地方レベルでの障害関連組織が確立されていないことも原因である。

### 教育

学校施設や障害者専門の教師が不足しているため、障害を持つ子供を受け入れる学校は限られている。

### 貧困

障害者の大半は貧しい生活環境にある。障害者の多くは、技術の習得のため、あるいは生活手当のために職業訓練所に通っている。DSWDの管轄下にある職業訓練所では3ヶ月から1年の訓練を行っており、訓練を受けた障害者に対し1日30から45ペソ<sup>7</sup>の生活手当てを支給している。しかし、深刻な貧困のため障害者の多くは物乞いや行商で生計を立てている。

---

<sup>7</sup> 1ペソ = 2.6円（2002年1月現在 <http://www.oanda.com/converter/classics>）

## 2-3. 障害に関する調査・統計の整備状況

### 国勢調査

国家統計局（NSO）は5年ごとに人口調査を行っており、この中に障害に関する調査も含まれている。最新の人口調査は2000年に行われたが、現時点で入手可能な人口データは1995年に統計局が実施した人口調査に基づいている。障害に関するデータはリハビリテーションや教育の開発、障害予防プログラムの計画、立案に活用されている。ただし統計局による調査には路上生活障害者は含まれていない。

【タイトル】	人口および住居に関する国勢調査 (Census of Population and Housing)
【実施頻度 / 最新版】	5年毎 (最新版：2000年)
【障害関連項目】	不明

### 3. 障害関連政策

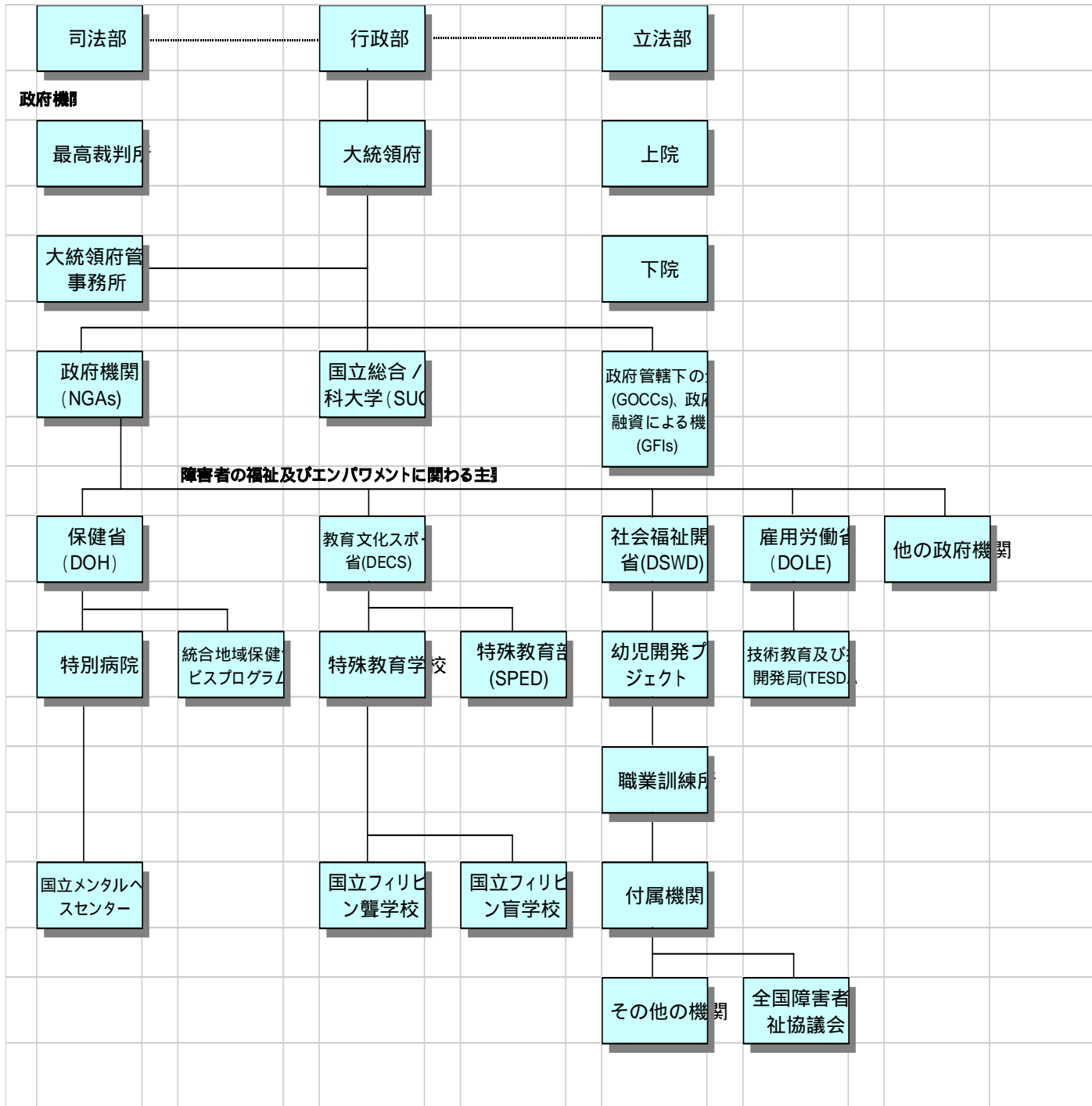
#### 3-1. 障害関連行政

\*政府組織については Annex 1-1 を参照

##### 中央政府行政

【中央政府行政組織図】

(障害関連担当機関を中心に)



【障害関連担当機関】

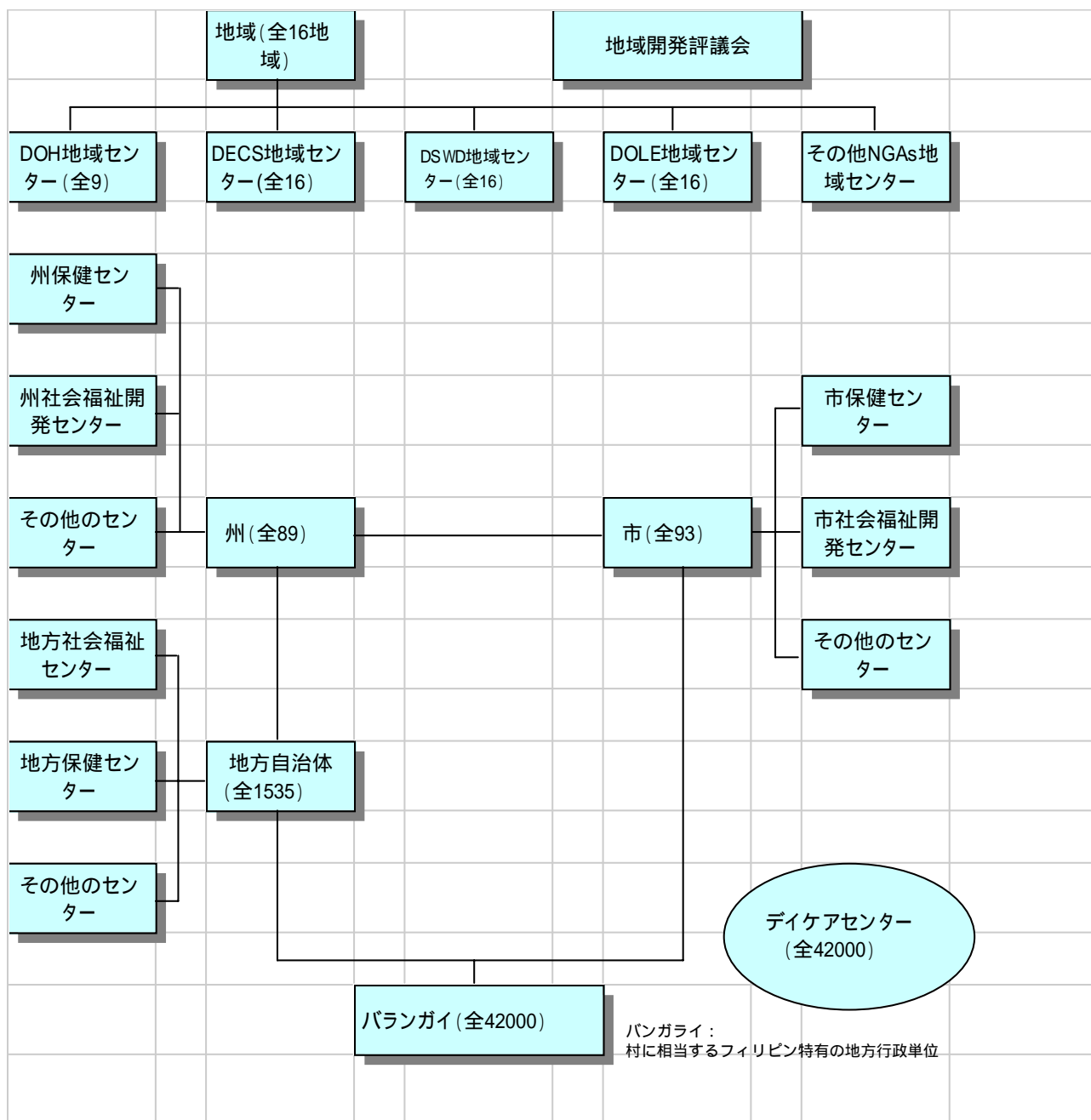
【機関名】	【概要】
社会福祉開発省 (DSWS: Department of Social Welfare and Development)	障害者に対する社会福祉サービスの提供。 障害者の職業訓練所、幼児開発プログラムを運営。
全国障害者福祉協議会 (NCWDP)	障害関連福祉、エンパワメントに関する法律、政策の調整およびモニタリング。
保健省 (DOH: Department of Health)	障害予防のための統合地域保健サービスプログラムの実施および特別病院の運営。
教育文化スポーツ省 (DECS: Department of Education, Culture and Sports)	国立フィリピン聾・盲学校を含む特殊教育学校の監督。
労働雇用省 (DOLE: Department of Labor and Employment)	訓練を受け、資格を有する障害者への雇用機会提供。

【国内援助調整委員会設置状況】 設置されている

【委員会名称】	国家障害者調整委員会 (NCCD: National Coordination Committee on Disability)
【行動課題と実施状況】	<p>全国障害関連福祉協議会が、「国連アジア太平洋障害者の10年」と関連するフィリピンにおける活動のコーディネーターとなっており、また政府組織の計画の実施のモニタリングも行っている。主な実績は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既存の障害関連組織および障害者支援NGO組織のリストを作成(NCWDPによる)</li> <li>2. 障害者登録調査(1997年に開始されたが、DOHの資金不足のため継続されていない)</li> <li>3. 聾学校数校で障害を持つ学生に「特殊設備と教材」を支給</li> <li>4. 教材の作成(点字本、手引きなど)</li> </ol>

**地方政府行政**

**【地方政府行政組織】**



**【障害関連担当機関】**

【機関名】	【概要】
州、市、地方自治体	各州、市、地方自治体はそれぞれ、ローカル政府レベルのDSWD、DOHに相当する社会福祉事務所を有し、社会福祉サービスを提供。
バランガイ	各バランガイは各々のデイケアセンターを管理、運営。



### 3-2. 障害関連法律

\*他の法律に関しては Annex 3 を参照

【法律名】	障害者のための大憲章：共和国条例 第 7277 条 ( Magna Carta for Disable Persons; Republic Act No.7277 )
【施行年】	1992 年
【目的】	福祉、非差別化
【概要】	障害者に対するリハビリテーションの実施。障害者の自立と社会的統合促進。

### 3-3. 障害関連施策

#### 国家開発計画の概要

【計画名】	中期フィリピン開発計画 1999 - 2004 (Angat Pinoy 2004)
【施行年度】	1999-2004 年
【障害関連施策の内容】	<p>1.社会改革および開発（第 2 章）：社会福祉および地域開発に関する政策 「子供、青年、女性、障害者、先住民、インフォーマル・セクター労働者、被災者、人権侵害被害者、高齢者、家族崩壊、貧困地域の住民を含む社会的弱者に対し、包括的な家族アプローチにより、地域に根ざしたあるいは施設における、ジェンダーにも配慮した社会福祉を推進する。」</p> <p>2.戦略的政策：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>社会サービス、セーフティ・ネットへの弱者の利用を優先させる。</li> <li>社会開発に対するニーズが最も高い地域、住民を対象とする。</li> <li>在宅介護、遠隔および移動教育のような非慣習的、オルタナティブ学習システムなど、より革新的な社会サービス提供システム、財政的メカニズムを発展させる。</li> <li>協調および多部門間協力に基づく人的資源開発に関して政府、民間部門、市民社会および地域の役割を結合させる。</li> <li>優れた社会サービスの効率的な提供を目指し、地方政府の能力を強化する。</li> <li>国家予算の最低 20%を基本的社会サービスに充てる。</li> </ol>

### 3-4. 施策の概要

#### 障害の予防・発見・早期療育

##### 【現状】

障害の予防キャンペーンとしては、毎年 7 月第 3 週目、全国で政府機関および民間企業

の建造物の壁にキャンペーン・スローガンが掲げられ、障害者によるパラリンピック、野外競技などの催し物が行われる。

【関連政策名】	フィリピン障害原因の予防・リハビリテーション週間 (National Disability Prevention and Rehabilitation Awareness Week)
【施行年】	2000 年
【政策の目的/概要】	フィリピン全国で障害者、障害原因の予防および障害者のリハビリテーションを認識する「特別週間」が毎年7月の第3週に開催される。

### 医療サービス・リハビリテーション

#### 【現状】

#### 医療サービス

該当情報なし

#### 補そう具<sup>8</sup>

フィリピンは現在障害に関する統計を作成中であるが、CBR プログラムを取り入れている自治体で行われた家庭ごとの調査によると、人口のおよそ 6~7%は障害を持ち、少なくともその 30%は何らかの補そう具を必要としていることがわかっている。

NGO であるハンディキャップ・インターナショナル (Handicap International) は、フィリピン内の 15 工場で矯正器具や補そう具 (義眼、義足など) を製作している。フィリピン全国に民間工場は 13 あるが、その大部分は都市部に存在する。その他の補そう具に関しては、通常フィリピン国内で生産されずにドイツ、台湾、中国から輸入されている。国内の 4 工場では、主として杖、松葉杖、歩行器、車椅子などの歩行用補そう具を扱っている。補そう具関連の輸入品目の関税手続きを簡略化するために、フィリピン政府は SGS (Societe Generale de Surveillance) のサービスを利用して関税計算を輸入元の国で行っている。

歩行用補そう具、義足、矯正靴は、個々の障害者に適していなければならず、これまで生産が滞りがちであった。歩行用補そう具に関しては生産技術の移転が容易であるため、CBR プログラムを通じて需要が満たされてきたが、義足、矯正器具、電動車椅子、補

<sup>8</sup> ESCAP. *Production and Distribution of Assistive devices for People with disabilities.*

[引用 2002 年 2 月 18、<http://www.dinf.org/doc/intl/z15/z15002p2/z1500201.htm#contents>]

聴器はより複雑な作りであるために、供給が追いついていない。また、補そう具の質について、現在フィリピン政府が定めた基準というものは存在しない。

補そう具の国内生産および流通を支援する機関は以下のとおりである。

1. 政府機関

- ・ 社会福祉開発省、特に障害者福祉局 ( Bureau of Disabled Persons Welfare )
- ・ 保健省、特にフィリピン整形外科センター ( Philippine Orthopedic Center )
- ・ 国防省、特に軍隊内のフィリピン医療センター

2. 非政府機関

Tahanang Wlanag Hagdanan / Our Lady of Victory / Mahaveer Foundation, Inc.  
Simon of Cyrene / Resources for the Blind, Inc. / VIDERE / PARDS

3. 海外機関

Handicap International / Goodwill Industries /  
AGAPE Sheltered Workshop, Japan / Christoffel-Blinden Mission

【関連政策名】	障害者のための大憲章：共和国条例 7277 条
【施行年】	1992 年
【政策の目的/概要】	リハビリテーション・サービス提供、自立、独立、社会のメインストリームへの統合促進。障害者への寄付に対する税の免除。第 42 項 C は、地方自治体における障害に関する技術援助、補そう具作成を奨励するものである。

**教育**

【現状】

特殊教育を行う施設としては、特殊教育校 94 校（国立フィリピン聾学校、国立フィリピン盲学校、私立校を含む）、特殊教育センタ - （学校内に設置）14 カ所、寄宿学校 19 校、病院学校 2 校、特殊学級（主として公立普通校の中）4292 校がある。また、統合プログラム 23 校と CBR による地域の学校では、統合教育が行われている（1993 年現在）<sup>9</sup>。障害者のうち教育機関で教育を受けている者は限られており、多くは学校に通っていないか、または通っていても障害児と認定されていないため、または学習施設が不備であるために必要な教育を受けていない。

【関連政策名】	盲人教育促進 ( Promotion of Education of the Blind )
【施行年】	1963 年

<sup>9</sup>中西由起子『アジア各国の CBR 概要』<http://www.din.or.jp/~yukin/AsiaCBR.html>

【政策の目的/概要】	国立フィリピン盲学校の創設。
------------	----------------

【関連政策名】	教育文化スポーツ省による、養護学校職員、障害を持つ学生を受け持つ教師を対象としたトレーニング (Training by DECS of its personnel and teachers on handling schools/students of PWDs)
---------	---

【施行年】	1968 年
-------	--------

【政策の目的/概要】	教育文化スポーツ省の教師および公立学校の職員に対し、障害者の学習過程に関する訓練を行う。
------------	--

【関連政策名】	フィリピン共和国憲法 ( Philippine Constitution )
---------	--

【施行年】	1987 年
-------	--------

【政策の目的/概要】	障害者に対する平等な教育機会の提供が謳われている。
------------	---------------------------

### 社会サービス

#### 【現状】

障害者のための大憲章およびアクセス法が施行されている。社会福祉開発省、保健省、労働雇用省、全国障害者福祉協議会は積極的にモニタリングおよび政策提言活動を行っている。

【関連政策名】	障害者のための大憲章 ( Magna Carta for Persons with Disabilities )
---------	--

【施行年】	1983 年
-------	--------

【政策の目的/概要】	障害者に対し平等な雇用機会を提供。
------------	-------------------

【関連政策名】	アクセス法 ( Accessibility Act )
---------	-----------------------------

【施行年】	1993 年
-------	--------

【政策の目的/概要】	全ての公共及び民間の建造物、施設に対し障害者が利用可能な設計を命じ、また交通機関の料金割引、郵便料金の免除を定める。
------------	--

### 職業・雇用

#### 【現状】

社会福祉開発省のもと、国立リハビリテーション・センター、および地域職業訓練所(3ヶ所)が運営されている。しかし設立から 10 年以上が経過し、施設や設備の老朽化が

進んでいる。

フィリピンにおいて、雇用主が障害者の雇用枠を割り当てる規定はないが、障害者を雇用する企業は障害をもつ従業員に支払った賃金の 25% の減税措置を受けられる<sup>10</sup>。また、教育文化スポーツ省は、毎年、福祉作業員から学校用の椅子、机、その他の備品を購入している。

【関連政策名】	職業リハビリテーション条例 ( Vocational Rehabilitation Act )
【施行年】	1954 年
【政策の目的/概要】	社会福祉開発省の管理下に職業訓練所、リハビリテーション・センターを創設。

【関連政策名】	障害者の経済的自立条例 ( Economic Independence of Disabled Persons Act )
【施行年】	1999 年
【政策の目的/概要】	毎年オフィスの必需品の 10% を、福祉作業員から購入するよう命じる。

【関連政策名】	障害者のための大憲章 ( Magna Carta for Persons with Disabilities )
【施行年】	1993 年
【政策の目的/概要】	障害者に対し平等な雇用機会を提供する。

### 地域に根ざしたリハビリテーション ( CBR )

#### 【現状】

NGO、国際機関、および二国間組織の援助を受けた政府機関が、CBR プログラムを多数遂行している。1985 年に社会福祉開発省が ILO の協力で始めた CBR プロジェクトでは多くの成功した小規模事業がある。ネグロス・オキシデンタル・リハビリテーション財団 ( NORFI ) によるバコロッド ( Bacolod ) でのプロジェクトを初め、障害当事者団体を含む多くの NGO が多数の CBR の運営にあっている<sup>11</sup>。また、Christoffel-Blinden Mission ( CBM ) の協力による試験的 CBR プログラムで、地方政府がプログラムの統率者および実施主体となり、障害者自身もプロジェクトの計画、実施、評価に関わっている。

<sup>10</sup>中西由起子『アジア各国の CBR 概要』<http://www.din.or.jp/~yukin/AsiaCBR.html>

<sup>11</sup>中西由起子『アジア各国の CBR 概要』<http://www.din.or.jp/~yukin/AsiaCBR.html>

また、地域に根ざしたトレーニング・カリキュラムが試験的に行われている<sup>12</sup>。

【関連政策名】	幼児開発プログラム ( Early Childhood Development Program )
【施行年】	
【政策の目的/概要】	DSWD によるプログラム

【関連政策名】	家庭支援センター ( Family Life Resource Center )
【施行年】	
【政策の目的/概要】	DSWD によるプログラム

### 情報とコミュニケーション

#### 【現状】

#### 手話<sup>13</sup>

全国で使用されている共通の手話があるが、聾学校ごとに異なった手話を使っているため複数の手話を学習、使用しなければならない場合もある。また、聴覚言語障害者団体、学校、教会の出資による、聴覚言語障害児およびその家族向けの手話講習会が開かれている。法廷では、手話通訳を義務付ける法律があり、その他の公的集会の場や市役所、警察署では政府が手話通訳を手配することとなっているが、病院においては手話通訳のサービスはない。

<sup>12</sup> The Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (ESCAP). Asia and Pacific Decade of Disabled Persons: mid-point ~ Country Perspectives. New York: United Nations Publication. 1999. pp.263-264.

<sup>13</sup> 財団法人全日本ろうあ連盟 『アジアの手話』 2000 年

3-5. 障害分野専門家・ワーカー

【職種名】	【養成制度】	【資格制度】
ソーシャル・ワーカー	国立または私立大学の学士号（4年間） （Bachelor of Science in Social Worker）	国家試験
心理学者	国立または私立大学の学士号（4年間） （Bachelor of Science in Psychology）	学士、公務員試験
理学療法士	国立または私立大学の学士号（5年間） （Bachelor of Science in Physical Therapy）	国家試験
作業療法士	国立または私立大学の学士号（5年間） （Bachelor of Science in Occupational Therapist）	国家試験
特殊教育教師	国立または私立大学の学士号（4年間） （Bachelor of Science in Education）	国家試験

## 4. 障害分野における活動の概況

### 4-1. 障害関連団体による活動

\*団体の詳細については Annex 1-2.を参照

障害当事者の国際 NGO である障害者インターナショナル (DPI) のフィリピン会員団体 (通称 KAMPI) が、国内のあらゆる障害者の自助自立を目指す全国組織として活動している。KAMPI は国内・海外の団体と連携・協力して以下の分野でプログラムを実施している<sup>14</sup>。

1. 障害者の自助自立のための組織化
2. 障害者の人的資源開発とネットワーク化
3. 障害者の社会参加・自立生活の支援
4. 障害者の地位向上のための啓発活動・アドボカシー
5. 調査やネットワークづくりを通しての組織支援

障害関連 NGO はその他数多く存在するが、全国障害者社会福祉協議会が NGO の全国組織として団体間の調整を行っている。

### 4-2. 国際機関・その他の機関の障害分野に関する援助実績

\*援助実績の詳細については Annex 2.を参照

#### 国際機関・その他の機関の援助実績

国際機関では、ILO が障害者のための職業訓練所に、訓練用機材を 1990-1992 年に支援した。また、UNICEF はフィリピン大学付属病院との協力により、CBR に対する支援を行っている。

デンマークの全国ポリオ・事故犠牲者協会は、KAMPI の主要プログラムである「刺激治療活動センター (STAC: Stimulation and Therapeutic Activity Center) の実施に協力している。

#### 日本による援助実績

日本の障害関連 NGO であるバタバタ基金が、KAMPI のプログラム運営費を支援してい

<sup>14</sup> ニノミヤ・アキエ・ヘンリー 『アジアの障害者と国際 NGO』明石書店、1999 年



る。また、朝日新聞厚生文化事業団が、車椅子の生産技術の提供や、日本で使われた中古車椅子の寄付などもしている<sup>15</sup>。

JICA は障害関連福祉従事者の研修を日本国内で行っており、2000-2001 年にはリハビリテーション専門家コース<sup>16</sup>、障害者リーダーコース<sup>17</sup>、障害者スポーツ指導者コース<sup>18</sup>、聾者のための指導者コース<sup>19</sup>、医学リハビリテーション専門家研修コース<sup>20</sup>、障害者自立コース<sup>21</sup>、喉頭摘出者のための食道発生指導員要請コース<sup>22</sup>、視覚障害者用支援技術コース<sup>23</sup>にフィリピンからの研修員が参加した。

<sup>15</sup> ニノミヤ・アキエ・ヘンリー 『アジアの障害者と国際 NGO』明石書店、1999 年

<sup>16</sup> 共同実施機関：日本障害者リハビリテーション協会（2000 年 6 月 13 日～7 月 29 日、JICA 東京国際研修センター）

<sup>17</sup> 共同実施機関：日本障害者リハビリテーション協会（2000 年 10 月 10 日～11 月 25 日、JICA 東京国際センター）

<sup>18</sup> 共同実施機関：日本障害者スポーツ協会（2000 年 9 月 28 日～11 月 19 日、JICA 東京国際研修センター）

<sup>19</sup> 共同実施機関：全日本聾唖連盟（2000 年 10 月 1 日～11 月 19 日、JICA 大阪国際センター）

<sup>20</sup> 共同実施機関：兵庫県立総合リハビリテーションセンター（2001 年 1 月 8 日～5 月 27 日、JICA 兵庫インターナショナルセンター）

<sup>21</sup> 共同実施機関：社会福祉法人沖縄コロニー（2000 年 8 月 3 日～10 月 21 日、JICA 沖縄国際センター）

<sup>22</sup> 共同実施機関：銀鈴会（2000 年 8 月 8 日～10 月 15 日、JICA 東京国際研修センター）

<sup>23</sup> 共同実施機関：日本盲人職能開発センター（JICA 東京国際研修センター）

## 5. 参考資料

この報告書は、主にローカルコンサルタントによる調査報告書に基づいている。

### ローカルコンサルタント調査報告書:

Small Economic Enterprises Development, Inc. *Country Profile Study on Persons with Disabilities*. 2001

### その他の資料:

財団法人全日本ろうあ連盟 『アジアの手話』 2000 年

城田幸子 フィリピン貧困層における「障害者問題」

[引用 2002 年 2 月 19 日 <http://ehlich.shinshu-u.ac.jp/tateiwa/2000/000300ss.htm>]

中西由起子 『アジア太平洋の障害者の教育〔1〕』

[引用 2002 年 2 月 19 日 <http://www.din.or.jp/~yukin/ED.html>]

中西由起子 『アジア各国の CBR 概要』

[引用 2002 年 2 月 19 日 <http://www.din.or.jp/~yukin/AsiaCBR.html>]

ニノミヤ・アキイエ・ヘンリー 『アジアの障害者と国際 NGO』 明石書店、1999 年

The Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (ESCAP). *Asia and Pacific Decade of Disabled Persons: mid-point ~Country Perspectives*. New York: United Nations Publication. 1999. pp.263-264.

Economic and Social Commission for Asia and the Pacific. *Production and Distribution of Assistive devices for People with disabilities*.

[引用 2002 年 2 月 18、<http://www.dinf.org/doc/intl/z15/z15002p2/z1500201.htm#contents>]